

人と自然が輝くまちMIHO



これはなに？
初めて見るものに興味深々！
(古代米の田植えの最中にて)

むらの 話 題



地域の話題をお待ちしています
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

食生活改善推進連絡協議会 「30周年記念式典」開催

4月23日、美浦村食生活改善推進連絡協議会が今年で発足30周年を迎えることを記念して、美浦村保健センターにおいて「30周年記念式典」が開催されました。



当協議会の活動は、昭和59年の第1回食生活改善推進員養成講座から始まり、現在では村内のイベント等で健康的な食事の普及活動を行ったり、村内の学校に赴いて子どもたちへの食の授業を行う等、食事の面から村の健康づくりに貢献されており、今後ますますのご活躍が期待されます。

※30周年を記念して「活動記録集」が発行されました。保健センター内に設置してありますので、ご自由にご覧ください。

消防学校で新入団員初訓練

5月11日、茨城町の県立消防学校で、消防団の新入団員を対象とした「消防学校日曜講座」が開講されました。

今年は村内各分団から10名の新入団員が参加し、規律・器具操法・注水等、消防活動の基本的な動作や操作について厳しい訓練を受けました。

新入団員の皆さんは、初めての規律訓練や機器の使用方法等の指導を受け、自然と真剣な表情になっていました。新入団員の皆さん、美浦村の各地域の安全をよろしくお願いします。



今年も始まりました みほ文化講座



トール・ペイント講座

毎年好評をいただいている「みほ文化講座」が、今年も始まりました。4月に各講座の受講生を募集した結果、172名の方々の参加により、3つの短期講座を含めた17講座が開講されました。

各講座の受講生の皆さんは、先生の指導を受けながらそれぞれの講座を楽しまれているようでした。

区長・副区長 会議を開催

4月20日、中央公民館にて平成26年度の区長・副区長会議が開催され、各地区の区長さん・副区長さんに、村長から委嘱状が交付されました。

また、会議に引き続き区長会総会が開催され、平成26年度の役員さんが選ばれました。

地区の代表である区長さんは、地域と行政が一体となった活力ある住みよい村づくりに向けて、住民と行政をつなぐパイプ役となつてご活躍ください。56名の区長さん・59名の副区長さん、一年間よろしく申し上げます。

《平成26年度区長会役員》

会 長	渡邊 利男
副 会 長	石引 晃
” ”	松浦 幸信
菅原 貞季	



ボランティアによる霞ヶ浦清掃活動が実施されました

5月11日、大山地区にある防災拠点を主催会場として、第36回霞ヶ浦クリーン大作戦「53P i c k U p !」(主催：NPO法人水辺基盤協会)が美浦村の霞ヶ浦沿岸のほぼ全域で実施されました。

会場には、村内外からNPO法人水辺基盤協会の活動のひとつである水辺清掃活動に賛同した196名のボランティアが参集し、五月晴れの好天のもと、午前9時から霞ヶ浦沿岸の堤防を歩いたり車で移動しながら、ゴミや廃棄物を見つけては拾い集めていました。その中には家族連れの様も多く見られ、大人も子供も霞ヶ浦をきれいにしようと真剣に清掃活動をされていました。

回収されたゴミは主催会場に集められ、その量は主催者が用意した廃棄物回収ユニットが満杯になるほどで、清掃活動終了後のボランティアの皆さんはみんなすがすがしい表情をされて、協会が用意したイベントを楽しんでいました。

美浦村にいらっしゃったボランティアの皆さん、そして運営に携わった主催者・関係者の皆さん、ありがとうございました。



文化財センターから

NHKが生中継

5月7日、NHK水戸放送局の番組「ニュースワイド茨城」の中のコーナー「44市町村中継みんなで！いばらナイト」で美浦村が取り上げられ、村文化財センターから生中継で放送されました。

この番組は、茨城県44市町村の魅力を再発見しようと毎週いづれかの市町村から生中継しているもので、今回は美浦村が取り上げられました。日本考古学発祥の地である陸平貝塚を紹介した後、文化財センターを拠点に活動する「陸平をヨイシヨする会」の皆さんが手作りの縄文服を身にまとい、言葉と表情でいきいきと陸平貝塚の魅力を伝えていました。普段の活動の成果が発揮され、存分に「いばら」ことができたのではないのでしょうか。これを機に、陸平貝塚で太古に思いを馳せてみませんか。



みほ文芸

正調俚謡 日和吟社 題「初・夏」一字以上詠み込み有季無季随意

夏に着替えるマネキンモデル春を半値で脱ぎ捨てる
飯塚筑風
男子誕生知らせる鯉が家紋背負わされ初泳ぎ
山崎笑子
何を買おうかあれこれ迷う親に感謝の初任給
石戸律華
霞ヶ浦の柳と青田の上を流ればくる初夏の顔
塚本夏雲
車椅子おす看護婦さんの背にやさしい初夏の風
下村松陽
妻が自慢の筍飯に添えて出てくる初鯉
高橋一步
右手骨折左手使い文字を書くのも初体験
田島草実
初夏の日の出が田に張る水に写り輝く田植え前
磯西涼香
日々の辛抱苦勞を忘れ夫と安らぐ初夏の旅
伊藤葉子
緑まばゆい希望に満ちた初の出勤新天地
小蘭江久美
移る季節も春から夏へ水辺里山初夏の花
渡辺希代
初夏のひととき年齢等忘れ浸る爽やか美人の湯
本橋清湖
故郷に住めない悔しさ辛さ見えぬセシウム夏灯台
長谷川悦子
泣くな生きると励ますように新芽飛び出す初夏の柿
沼寄朋香
孫の泣き声笑った声が響く家中初夏の昼
門脇悠美
V字サインの夏雲浮かび子等の夢乗せ流れゆく
上野八千代

五月の俳句(題 当季雑詠)

亀鳴くや独り暮らしも板につく
青野安佐子
風薫る茶釜に手足なかりけり
石毛恵美子
畑の辺に忘れられたる葎の花
伊藤八千帆
母になき歳月を生き更衣
岡野洋子
静かなる雨青春を別れゆく
木澤はしめ
幼な子の尻の青きと菖蒲風呂
高柳幸子
荒れ目立つ里山櫻の芽吹きけり
田島早苗
薫風や縄文の森賑はへり
中島輝子
神仏の加護を総身に老いの春
松葉よしひ
朝霞筑波背伸びし何眺む
松本秀子
足早に老いの自覚や牡丹散る
宮崎さみ枝
風はらみ恋のカップル鯉職
矢原はつひ

祝

おめでとう 美浦所属馬 G I, J・G I 制覇!

「第16回中山グランドジャンプ」 アポロマーベリック号



4月19日、中山競馬場(4250m芝コース)で行われた第16回中山グランドジャンプにおいて、美浦トレーニング・センター堀井雅広厩舎所属のアポロマーベリック号が優勝しました。

J・G I 2連勝の期待を背負い1番人気での出走となったアポロマーベリック号はスタート直後から先頭に立つと、常に後続を3馬身以上リードする展開。道中の障害物を軽やかに飛越していき、最後まで後続を寄せつけず5馬身差をつけて圧勝しました。

担当の瀬戸口調教厩務員は、「入厩後は順調に調整でき、前レースでも重いハンデながら凄い勝ち方をしたので、自分の競馬をしてあげればと思っていました。J・G I 2連勝の周囲の期待からそれなりにプレッシャーはありましたが、いつもと変わらないようにすることを心掛けていました。レースで最後の障害物を飛んだ後は『早くゴールしてくれ』と。ゴール後、この馬の凄さを実感しました。」と語ってくれました。素晴らしい走りでもG I 2連勝を達成したアポロマーベリック号は現在放牧中だそうです。さらなる飛躍に備えて、ゆっくり静養してください。



堀井 雅広 調教師



五十嵐 雄祐 騎手



瀬戸口 寛 調教厩務員



「第74回皐月賞」

イスラボニータ号

4月20日、中山競馬場(2000m芝コース)で行われた第74回皐月賞において、美浦トレーニング・センター栗田博憲厩舎所属のイスラボニータ号が優勝しました。

好スタートから集団はほぼ中央につけた後、レースの後半に入ると徐々に前に位置取り、最終コーナーの出口では4番手につけたイスラボニータ号。ゴール前の直線に入ると一気に加速し、前を走る3頭を左から追い抜きゴール。見事に優勝しました。

担当の佐藤調教助手は、「まだ遊びたがる少年のような仔ですが、今年に入ってから大人になってきて、精神的に成長しながらこのレースに向かえたように思います。ゴール後、まずは無事だったことでホッとした気持ちが一番にきました。自分は感情的なタイプではないので、G I を勝ったことについては静かに喜んでいました。周囲から関東馬頑張れと応援していただけて嬉しいです。」と語ってくれました。

初めての右回りコースでもいかに実力を発揮してG I を初制覇したイスラボニータ号。これからも素晴らしい走りでも周囲を魅了することでしょう。



栗田 博憲 調教師



蛭名 正義 騎手



佐藤 良児 調教助手

「第149回天皇賞(春)」

フェノメノ号

5月4日、京都競馬場(3200m芝コース)で行われた第149回天皇賞(春)で美浦トレーニング・センター戸田博文厩舎所属のフェノメノ号が昨年に引き続き優勝し、2連覇を達成しました。

スタート後は集団の中程に位置取り、勝負どころまで前方を伺いながら今年も軽やかに芝生を駆け抜けていくフェノメノ号。最終コーナーの手前から徐々に集団の前に進み、ゴール前の直線に入るとスパート。最後は4頭の競り合いを制し先頭でゴール。見事に天皇賞(春)2連覇を達成しました。

担当の箕輪厩務員は、「入厩してから次の出走までの2カ月間は、体力や筋肉を戻すためいろいろ調整して大変でした。そのレースは残念な結果でしたが、天皇賞までの1カ月は見込んだとおりで1回使うと絶対に良くなる自信はありました。レース前は昨年と同じような雰囲気が出ていたので、これはやってくれと。最後の競り合いでもこの差はかわされなと思っていました。」と語ってくれました。見事に天皇賞(春)2連覇を達成したフェノメノ号。放牧後は天皇賞(秋)を目指すそうです。期待しましょう。



戸田 博文 調教師



蛭名 正義 騎手



箕輪 金幸 厩務員



気軽に行ける美浦トレーニング・センターの施設

乗馬苑



乗馬苑広場を一般開放しています。

- ◇一般開放日時 午前9時～午後5時
(11月～2月は午前9時～午後4時)
 - ◇休苑日 毎週月・火曜日および年末年始
 - ◇入場料 無料
- 毎月第2日曜日は馬とふれあえるイベント「ウマシタ」を開催しています。(事前予約制)

《お問合せ先》美浦トレーニングセンター ☎029-885-2111(代表)

ターフプラザ



ターフプラザ(広報会館4階)から、南調教馬場や厩舎地区を一望することができます。美浦トレセン所属馬のG I 優勝パネルやレプリカゼッケン等、様々な展示品があります。

- ◇開館日 毎週土・日曜日、月曜競馬開催日
- ◇開館時間 午前9時～午後4時30分
- ◇入場料 無料

納税の公平性を保つために 財産の差押えを実施しています

美浦村では、滞納者と納期限までに納税していただいている大多数の皆様との公平性を保つため、滞納処分を厳正に執行しています。

皆様が納める税金は、福祉や教育等の貴重な財源として活用されていますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。もし、納期限までに納税できない事情ができたときは、早めに役場収納課にご相談ください。

◎納期限を過ぎても納税しないとは…

税金の納税は、定められた納期限までに、納税者の皆様に自主的に納めていただくのが本来の姿です。納税者が納期限までに納税しないことにより督促状を送達したにも関わらず、未納分が完納されないことを「滞納」といいます。

滞納した場合は、督促手数料・延滞金を課され、さらに村は滞納者に帰属する財産を差押え、換価（取立）し、その代金を滞納している村税等に相当する一連の処分である強制換価手続（滞納処分）を行うこととなります。

国や地方公共団体は、その財政基盤の確保のため、租税等の債権について裁判所等の司法の執行機関を通じることなく、自ら強制的に徴収することができ、「自力執行権」が認められています。

※延滞金の率：納期限の翌日から1カ月間は特例基準割合に年1%を加算した割合（平成26年は年2・9%）、納期限の翌日から1カ月経過した後は特例基準割合に年7・3%を加算した割合（平成26年は年9・2%）で加算されます。

◎滞納処分の流れ

①督促発布 納期限までに村税等が完納されない場合は、滞納者に督促状を発しなければなりません。

◇根拠法令 地方税法第329条、第371条、第457条他

②財産調査 滞納処分のために調査等が必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者等に対し、質問・検査および搜索をすることが出来ます。

◇根拠法令 地方税法第298条、国税徴収法第142条他

③財産差押え 滞納者に対し督促状を発した日から10日を経過した日までに滞納となっていない村税等が完納されないときは、その滞納者

の財産を差押えなければなりません。

◇根拠法令 地方税法第331条、第373条、第459条他

④換価（取立） 差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより、差押え財産を金銭に換えます。

◇根拠法令 国税徴収法第67条、第94条、第109条他
⑤配当 差押え財産の換価代金を村税等へ配当します。
◇根拠法令 国税徴収法第129条

◎納税相談はお早めに

病気やケガ、失業、経営不振等の事情により税金の納付が困難な場合は、それを放置せずに役場収納課に早めにご相談ください。納税相談は事前にご連絡いただければ、よりスムーズに相談が進みます。また、納期限が過ぎてしまった納付書では税金等を納めることができません。新たな納付書を収納課窓口または郵送で再交付しますので、早めに役場収納課にご連絡ください。納付書の紛失等による再交付、その他納税に関する疑問・質問等については役場収納課へお問い合わせください。

◇課税内容のお問合せ先

- ・村県民税、固定資産税、軽自動車税について
- 役場税務課
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について
- 役場国保年金課
- ・介護保険料について
- 役場福祉介護課

平成25年度 滞納処分実績

《不動産公売》	公告件数 6件	売却件数 5件
	換価金額 7,508,000円	
《債権差押え》	件数 223件	差押金額 62,411,929円
	取立金額 44,848,601円	
《不動産差押え》	件数 27件	
《不動産参加差押え》	件数 41件	
《競売事件等に対する交付要求》	件数 70件	

債権…生命保険金、預貯金、売掛金、給与賞与、年金等
国税還付金

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

スマホの「フリマアプリ」でトラブル?

【事例1】

娘がスマートフォンでフリーマーケットのアプリ（以下フリマアプリ）をダウンロードし、1カ月で500点以上、合計約300万円の商品を購入していた。夫と私のクレジットカードを財布から抜き出しカード番号等を入力して支払っていた。

【事例2】

スマートフォンのフリマアプリで「新品。未使用でタグ付き」と表示されていた洋服を定価の半額で購入した。しかし、届いた商品は破れもあり

どう見ても中古品で、服に取り付けられたタグは実物と素材もサイズも異なっていた。

【ひとこと助言】

「フリマアプリ」とは、スマートフォンやタブレット上で実際の「フリーマーケット」のように商品の出品、購入ができるアプリケーションです。手軽に利用できるため若い世代を中心に使われています。フリマアプリでは、代金のやり取りは個人間ではなく運営会社を通して行われ、商品が買い手に到着した後に出品者に運営会社から代金が支払われるシステムになっていることが多いようです。

しかし、簡単に商品購入ができることから、想像以上に高額な買い物になってしまいうケースもあります。日ごろからスマートフォンの利用ルールについて親子で決めておくことが大切です。

トラブルが発生しても、運営会社の規約に規定がなければ解決は個人間の話し合いに委ねられ、返金等が困難になる場合もあります。フリマアプリをダウンロードする際は、

規約等をよく読み、理解したうえで慎重に利用しましょう。（国民生活センター子どもサポート情報より抜粋）

テレビショッピングで買った商品を返品できなかった

【事例1】

母がテレビショッピングで真珠のネックレスを購入した。通常価格10万円のもの半額だったのが注文したが、届いたものはテレビで見栄えが違い価格ほどの価値はないように思える。返品を申し出たが断られた。

【事例2】

テレビショッピングで布団用掃除機を購入した。電話で注文する際「操作は難しくないか」と質問すると、「簡単です」と言われたが、フィルターのカバーが硬すぎて開けるときに指が痛くなってしまった。しかも重いので返品したいが、業者は一度電気を通したものは返品を受けないと言っている。



【ひとこと助言】

自宅で手軽に買える物できるテレビショッピングは、返品可否等重要な事項の表示時間が短く、わかりにくいことがあります。

テレビショッピング等の通信販売では、事業者が返品の可否や返品期限に関する特約を設けている場合は、それに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。印象だけにとらわれず、「商品の使い方」「使用上の制限」「返品できるか」等をよく確認してから注文しましょう。

（国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋）

司法書士による無料法律相談

無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。ご相談の際には、なるべく事前にお申込みください。

◇日時 7月4日（金）午前9時30分～11時30分

◇費用 無料

◇相談会場・受付 村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。）

◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎0570-064-370

◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



介護保険を利用するには？

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって保険料を納入することにより制度を支えていただき、自らが介護や支援が必要になったときにサービスを受けられる、支え合いの制度です。ここでは、サービスを利用するための申請から要介護・要支援認定までの手続きをご紹介します。

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

① 役場福祉介護課窓口へ申請書を提出します

職員が心身の状態等について簡単にお聞きします。申請には介護保険の被保険者証（40歳から64歳の方は健康保険の被保険者証）が必要です。

※入院直後や退院の目途が立たない場合等、結果が出るまで（原則30日以内）に心身の状態が大きく変わってしまう可能性がある方は、申請を少しお待ちいただく場合があります。

②-1 訪問調査を受ける

認定調査員（役場職員等）がご自宅や入院先を訪問し、心身の状態等を詳しくお聞きします。

②-2 主治医意見書の依頼

かかりつけの医師に傷病や心身の状況、介護に関する意見を求めます。申請時に書類一式をお渡しします。病院受診時にかかりつけ医に「主治医意見書」の作成を依頼してください。意見書が届かないと一次判定にかけられませんので、お早めの依頼をお願いします。

③ 一次判定

全国一律のコンピュータソフトで判定を行います。

④ 二次判定（介護認定審査会）

保健・医療・福祉の専門家で構成された介護認定審査会が、一次判定の結果や訪問調査時の資料、主治医意見書等を基にどの程度の介護が必要か総合的に審査し、要介護状態区分が決定されます。

⑤ 要介護認定等結果通知

原則として、申請から30日以内に「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」を申請者本人へ送付します。

介護保険が必要である

要支援 1・2) 7段階で
要介護 1～5) 判定

介護保険が必要でない

非該当（自立）と判定

地域支援事業・福祉サービスの利用

介護を受ける状態ではありませんが、介護予防サービスや高齢者向けのサービスについて、地域包括支援センターよりご案内します。

介護保険サービスの利用

【在宅でサービスを利用したい方】 居宅介護支援事業者（要支援の方は地域包括支援センター）と契約し、ケアマネージャーと相談しながらケアプランを作成し、サービスの利用を開始します。

【施設入所を希望される方】 施設に直接申し込みます。入所決定後、施設でのケアプランを作成し、サービスの利用を開始します。



臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金 が支給されます

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、その影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として下記のとおり給付金が支給されます。

給付金の名称	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
給付の対象	<p>基準日(平成26年1月1日)において美浦村に住民登録がされている方 ※両方の条件を満たしている場合には、臨時福祉給付金のみが支給されます。 ※2つの給付金を受け取ることはできません。 ※生活保護制度の受給者である場合等は対象外です。</p> <p>《支給対象者》 平成26年度の住民税(均等割)が課税されていない方 ※ただし、課税されている方に扶養されている場合は対象外です。</p>	<p>《支給対象者》 次の要件をすべて満たす方が対象です。 ・平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している ・平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満</p> <p>《対象児童》 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童</p>
給付額	<p>支給対象者1人につき1万円 ※加算対象者(各種基礎年金受給者、児童扶養手当受給者等)には5千円を加算</p>	<p>対象児童1人につき1万円</p>
申請期間	平成26年6月30日(月)～9月30日(火) 午前8時30分～午後5時15分まで	
お問い合わせ	<p>【6月16日(月)～9月30日(火)までの期間】 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口 専用ダイヤル ☎029-885-8651</p> <p>【上記以外の期間】 役場福祉介護課 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金係 ☎029-885-0340</p>	

「こころの体温計」が美浦村で始まりました！

(メンタルヘルスチェック)

<https://fishbowlindex.jp/miho/>

村では、広く村民の皆さまに「こころの健康」に関心をもっていただき、メンタルヘルスチェックにより問題の早期発見・早期治療を推進するため、5月1日からインターネットを使った「こころの体温計」の運用を開始しました。携帯電話やパソコンを利用して、心のストレス度や落ち込み度等、以下の4種類についてチェックできます。お気軽にご利用ください。

本人モード

アルコールチェックモード

家族モード

ストレス対処タイプテスト



QRコード

みなさまの声を聞かせてください

～村長へのたより



村では、地域と行政が一体となって『住みよいまちづくり』を進めるため、皆さんが日ごろ思っている村政へのご意見やご要望を随時受け付けています。

平成25年度は、128通の手紙・メールが届きました

昨年4月から今年3月までに寄せられたご意見・ご要望は24件、照会等は104件でした。その内、手紙は7通、メールは121通でした。内容別の集計結果は次のとおりです。

- ・防災関連……………3件
 - ・生活環境……………30件
 - ・保健福祉……………19件
 - ・教育文化……………27件
 - ・行財政……………28件
 - ・産業経済……………11件
 - ・その他……………11件
- ご意見・ご要望、また各種お問い合わせありがとうございます。

村に寄せられたご意見・お問合せと、その回答を一部ご紹介します

お寄せいただいたご意見等から、その一部を紹介しています(要旨のみを掲載しています)
【意見等】
陸平縄文ムラまつりを始めた理由を教えてください。

【回答】
陸平縄文ムラまつりは、陸

平貝塚を多くの人に知ってもらうために始めました。

陸平貝塚は、地中に縄文時代の人々が暮らした跡がとてもよく保存されており、美浦村だけではなく霞ヶ浦周辺の縄文時代の様子を知ることができる貴重な遺跡です。

しかし、かつて陸平貝塚は安中地区以外の人にはあまり知られていませんでした。貴重な陸平貝塚を守り、未来の人々に伝えていくには、地域の人たちみんなで守って行かなければなりません。それにはまず陸平貝塚を知ってもらい、興味を持ってもらう必要があります。そこで、気軽に陸平貝塚に来て陸平貝塚を知ってもらおうきっかけの一つとしてまつりを始めました。

(生涯学習課文化財センター 扱い)

【意見等】

ゴミの仕分けについて、「プラ」と書いてある容器には紙のシールが貼ってあることが多いのですが、シールは剥がさないといけませんか？

【回答】
「プラ」に付いているシール

は、無理に剥がす必要はありません。プラゴミは、工場で5ミリメートル四方に裁断して水の中を通し、浮いた部分は再生製品、沈んだ部分は固形燃料として製鉄所で使用されます。また、汚れの落としにくいもの、分別に迷うもの等は燃やすごみへ入れてください。分別が負担にならないよう、徐々に慣れていっていただけたらと思います。

(経済建設部生活環境課扱い)

【意見等】

美浦村が実施している「広島平和記念式典派遣事業」について、この事業の要項・予算等を教えてください。

【回答】

村では、人類共通の願いである「核兵器のない平和な世界の実現」に向け、昭和63年に「非核平和美浦村宣言」を行い、「非核平和美浦村宣言推進協議会」を設立しました。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、恒久平和を次世代に引き継ぐための活動を行っています。

その活動の一環として、平成元年から広島市で行われる

平和記念式典への派遣事業が始まり、当初は村長、村議会議員、上記の協議会委員等が派遣されていきました。

平成4年から、村内3カ所の小学校から式典参加を希望する6年生とその保護者の親子3組を中心に、式典参加者を派遣しています。

また、当事業の平成25年度予算につきましては、事業費として66万1000円を計上しております。

(総務部総務課扱い)

「村長へのたより」は、今月号に専用の用紙が折り込まれていますのでどうぞご利用ください。

専用の用紙は、村の公共施設6カ所に設置してある専用の投函箱「あなたの声を村政に～村長への手紙」脇にも常時備え付けている他、美浦村公式ホームページからもご意見等を受け付けています。投函箱は、役場・中央公民館・保健センター・光と風の丘公園クラブハウス・文化財センター・老人福祉センターに設置してあります。

MIHOカップリングパーティー

参加者を募集します!

カップリングパーティーで美味しい料理を楽しみながら、新たな出逢いを探してみませんか?

- 【日時】 7月6日(日)午後6時30分から(午後6時受付開始)
 【会場】 アンジェブリッサ(つくば市東新井38-9)
 【主催】 美浦村商工会青年部・美浦村・(一社)茨城県出会いサポートセンター

- ◇会費 男性:5,000円 女性:2,000円
- ◇対象者 男性:美浦村在住で30歳代・40歳代の独身の方
女性:30歳代・40歳代の独身の方
- ◇募集人数 男性25名 女性25名
- ◇申込締切 6月25日(水) ※応募者多数の場合は抽選となります。
- ◇申込方法 氏名・住所・生年月日・連絡先を明記の上、ホームページの
申込フォーム・FAX・E-mailのいずれかからお申し込みください。
※FAX・E-mailの場合、件名に「パーティ参加希望」と明記してください。
※お預かりした情報は、当事業以外には使用いたしません。

*これを機にご成婚となったカップルが、美浦村の規定に該当する場合は祝金が交付されます。(どちらかが村内在住かつ村内在勤で、結婚後も美浦村に在住するときは結婚時に10万円。以降婚姻・村内在住が継続している限り、1年が経過するごとに10万円。交付最大総額50万円)

<申込・問合せ> 美浦村商工会青年部事務局 担当松田
 ☎885-2250 FAX885-4628 (月~金曜日・午前9時~午後5時)
 *E-mail matsuda@mihosci.com
 *ホームページ <http://mihoimpulse.web.fc2.com/>



自衛官等募集案内

◎一般曹候補生

受験資格	平成27年4月1日現在で18歳以上27歳未満の者
受付期間	8月1日~9月9日※締切日必着
試験期日	1次:9月19日・20日のうち1日指定 2次:10月9日から15日のうち1日指定

◎航空学生

受験資格	平成27年4月1日現在で18歳以上27歳未満の者
受付期間	8月1日~9月9日※締切日必着
試験期日	1次:9月23日 2次:10月18日から23日のうち1日指定 3次:11月15日から12月18日のうち1日指定



平和を、仕事にする。
陸海空自衛官募集

左記以外にも各種の募集があります。また、急遽募集内容等が変更される場合があります。詳細については下記の事務所までお問合せください。

■問合せ 自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所(龍ヶ崎市寺後3629-5) ☎0297-64-3351
 *自衛隊茨城地方協力本部ホームページにも募集情報を掲載しています。(http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/)

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係

特定健診、特定保健指導を受けましょう

日本人の食生活や身体活動等の生活習慣の変化により、糖尿病等の生活習慣病になる方が増え、生活習慣病は日本人の死因の6割を占めるまでになっています。

この生活習慣病の発症に深く関係しているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発生リスクが高い方を早期に発見し、生活習慣の改善を図ることで病気の発症と重度化を防止するのが、特定健康診査（特定健診）と特定保健指導です。



特定健診の対象者は、国民健康保険に加入している40歳

から74歳の方です。「平成26年度健康スケジュール」や広報みほ5月号でお知らせしており、6月9日より保健センターで実施しますので、ご自身の健康管理のためにも特定健診を受診しましょう。

特定健診・特定保健指導の流れ

① 特定健診の受診

基本的な項目と、詳細な項目を受診します。

* 基本的な項目：問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

* 詳細な項目：心電図、眼底検査、貧血検査

② 健診結果の送付

特定健診の結果から、情報提供・動機づけ支援・積極的支援にレベル分けされ、それぞれ次のように健診結果が送付されます。

◆ 情報提供 健診結果を個別に送付します。

◆ 動機づけ支援 健診結果と共に「動機づけ支援に該当になりました」という通知を個別に送付します。また、特定保健指導のご案内もします。

ので、お申し込みください。

◆ 動機づけ支援「生活習慣の改善を促す個別支援」
生活習慣改善に自主的な取り組みができるよう、保健師、管理栄養士などの指導のもとに行動計画を作り、個別支援と血液検査を実施します。また、6カ月後に改善状況を確認します。

◆ 積極的支援「3カ月以上複数回に渡る継続的な個別支援」
保健師、管理栄養士などの指導のもとに行動計画を作り、生活習慣の改善に取り組めるよう、3カ月以上の継続的な個別支援と血液検査を実施します。また、6カ月後に改善状況を確認します。

③ 特定保健指導の実施

メタボリックシンドロームのリスクの高い人に対して、各レベルに応じた特定保健指導が実施されます。

◆ 積極的支援 健診結果をお渡しする前に「積極的支援に該当になりました」という通知を個別に送付します。健診結果は、健康相談の際にお渡しします。

国民年金

保険料、納めるのが困難な時は…

経済的な理由等で国民年金保険料（平成26年度の保険料は月額1万5250円）を納めることが困難な場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。（任意加入者の方については利用することができません）

※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象となる制度で、保険料の全額ま

たは一部（免除額3種類）が免除となります。

承認された期間は、全額を納付した時と比べ、年金受給額が次の額に減額されます。

◆ 全額免除制度 2分の1

◆ 一部納付（一部免除）制度

・ 4分の1納付（一部保険料3810円）8分の5

・ 2分の1納付（一部保険料7630円）8分の6

・ 4分の3納付（一部保険料1万1440円）8分の7

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されませんが、年金受給額には反映されません。

申請方法や所得制限の基準等、詳細についてはお問い合わせください。

◆ 問合せ 土浦年金事務所 ☎ 824-17121

～昭和56年5月までに着工の木造住宅～



「旧耐震基準」の木造住宅には 耐震診断支援制度があります

◎耐震基準 昭和56年5月までの建物と6月以降の建物では基準の内容が違います

【旧耐震基準】 昭和56年5月以前までに建築工事を着工した建物に適用された耐震基準です。これは、中地震（M5～7）を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な耐震基準です。しかし、巨大地震については考慮されていません。

【新耐震基準】 昭和56年6月以降に着工した建物に適用されている耐震基準で、巨大地震（M8以上）を想定しています。震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような耐震基準です。

※建物が老朽化している場合や震源地からの距離が極端に近い場合等では、新耐震基準を満たしている建物でも倒壊する可能性は十分あります。

古い耐震基準と
新しい耐震基準は
全然違うんだね！



うちも建てたのが
昭和56年5月以前だ
から、耐震診断して
もらおうかな…



◎皆様のお住まいと生命を守るため、「耐震診断士」を派遣します

旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性が不足している可能性があります。また、東日本大震災等によって耐震性が低下している可能性があります。まずは、お住まいの耐震性を把握する事が大切です。

- ▶**申込方法** 木造住宅耐震診断士による耐震診断をご希望の方は、申請書（役場都市建設課窓口または村ホームページに掲載）に必要な事項を記入の上、役場都市建設課までご提出ください。
- ▶**対象住宅** ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの、②一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が全床面積の2分の1以上のもの）で、どちらも延べ床面積30㎡以上のもの
- ▶**費用** 一戸当たり3,780円（個人負担分）
- ▶**申込期間** 平成26年6月2日（月）～9月30日（火）※診断の実施時期は平成26年11月頃開始する予定です。
- ▶**申込・問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223



住宅リフォーム費用の一部を助成します



村では、昨年度に引き続き地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行った場合、その費用の一部を補助しています（予算がなくなり次第受付終了）。必ず工事着工前に申請してください。既に工事が済んだ後の申請は対象となりません。

◎**対象者** 補助を受けようとしている住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、自身が村内に所有する個人住宅、併用住宅等の補助対象リフォーム工事を村内の施工業者により行った方。（村で実施している他の補助制度を利用された方は除く）

◎**補助対象リフォーム工事** 村内施行業者による工事費が10万円以上（消費税別）の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

※ただし、車庫、塀工事や屋根の葺き替え、既存床面積の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、ソーラーパネルの新築・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等は対象になりません。

◎**補助金の額** 補助対象リフォーム工事にかかった工事費（消費税別）の10%（上限額10万円、上限額までは千円未満切り捨て）

□**お問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223



お子さんのMR（麻しん・風しん混合ワクチン）予防接種はお済みですか

麻しん（はしか）は、麻しんウイルスに感染（空気感染）することにより発症する急性の熱性発疹性の感染症です。合併症で重症化したり最悪の場合には死に至ることもあります。感染力が大変強いので、保育所・幼稚園・学校等では集団感染を起こすことがあり、発症したお子さんは長期欠席することになります。

特に今年は、例年に比べ国内での患者が増加し、4月9日現在で昨年1年間をすでに上回っている状況です。

風しんは、風しんウイルスに感染（空気感染・飛沫感染・接触感染等）することにより発症する急性の熱性発疹性の

の感染症です。

お子さん自身の感染予防はもちろん、周囲への感染拡大防止にも予防接種は有効です。接種が済んでいない場合はなるべく早くお子さんの体調の良い時に受けましょう。

なお、法律で定められた期間・条件の範囲内で接種（定期予防接種）を受けると無料ですが、それ以外で接種（任意予防接種）を受けると全額自己負担になります。

◇MR予防接種（定期）の時期

- ・第1期 1歳児
- ・第2期 小学校就学1年前（4月1日～翌年3月31日）の期間にある者

◇接種方法 協力医療機関に電話にて予約してください。

*定期予防接種の協力医療機関は平成26年度健康スケジュールまたは村ホームページでご確認ください。

《任意予防接種となる方の例》

- ・2歳以上で第1期末接種者等
- ※任意予防接種となる場合でも医師と相談のうえ、接種を受けるようにしましょう。

◇問合せ 健康増進課（保健センター） ☎8855-1899

◎無料で風しん抗体検査が受けられます。

県では、妊娠を希望する女性が医療機関で無料で抗体検査を受けられる「風しん抗体検査事業」を実施しています。

◇検査対象者

次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ・茨城県内在住で妊娠を希望または妊娠する可能性の高い女性のうち、平成2年4月1日以前に生まれた人
- ・過去に風しん抗体検査（妊婦健康診査を含む）を受けたことのない人
- ・風しん既往歴（検査確定診断に限る）がない人
- ・風しん予防ワクチンの接種歴がない人

◇実施期間 平成26年5月1日から（予算の範囲内で最長平成27年3月31日まで）

※受検方法や委託医療機関等の詳細は県保健福祉部保健予防課ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/bukokukuhoken/yobokansen/dwr/infomation/rubella/index.html>）で確認してください。

◇問合せ 県保健福祉部保健予防課健康危機管理対策室 ☎029-1301-3219

休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時
都合により当番医を変更することがあります。
※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎869-4820

6月	15日 (日)	おおさわ眼科 角崎クリニック	阿見 稲敷	☎843-7272 ☎0297-87-6030
	22日 (日)	さかえ医院 竹尾医院	阿見 河内	☎888-2662 ☎0297-86-2436
	29日 (日)	森脇整形外科 和田医院	阿見 稲敷	☎843-7888 ☎894-2412
7月	6日 (日)	あみ小林クリニック 江戸崎眼科	阿見 稲敷	☎888-2200 ☎892-0262

6月は「食育月間」です

合い言葉は・・・
お・おはよう、ごはんを食べましょう
い・いただきます、ごちそうさまを言いましょう
し・しっかり野菜を食べましょう
い・いばらきの食べ物を味わいましょう
な・仲良くみんなで食事を楽しみましょう

毎月19日は食育の日。朝食は1日の活力源です。今回は簡単な朝食メニューを紹介します。

【あなたはパン派？ご飯派？】

◇パン派 食パンに野菜・ツナ・卵・ハム等に乗せ、ケチャップ・マヨネーズ等をかけ、チーズをのせてトースターで4～5分ピザ風に焼きます。

◇ご飯派 皿にご飯をドーナツ型にのせ、真ん中のくぼみに（野菜炒め・カレー・ミートソース・シチュー等）を入れ、上に卵を割り入れ、ラップをしてレンジで加熱します。（卵の固さはお好みに）

美浦村 子育て情報

子育て ワンポイント

毎月、親子でできる簡単な遊びや子育てのコツを紹介していきます。



子育て Q & A

～ おもちゃかして! ～



Q 友達が遊んでいるおもちゃを何も言わず取ってしまいます。どのように、子どもに貸し借りを教えてあげればいいでしょうか？(2歳児)

A 2歳前後はお友達との関わりもまだ自己中心。大人が「貸してって言おうね」(言えない子は両手を重ねたサインを示す等)とルールを伝えて実際にやらせてみるのがポイントです。

うまくいなくても、「もう一つあるからこっちで遊ぼう」「後で貸してもらおうね」と子どもの気持ちを受け止めながら大人が仲介に入ってあげましょう。

おもちゃの貸し借りは、相手がいって何度も繰り返すことで学んでいくことができます。上手にできたらたくさん褒めてあげましょう。

(監修：美浦村子育て発達相談員 枝松先生)

7月の 子育て広場

予約必要なし
開催時間内
出入り自由

ぴよ：ぴよぴよサロン&プレママサロン
(通常：午前10時～正午、PM：午後1～3時)

◇対象 2カ月～1歳未満、妊婦さん
◇場所 木原地区多目的集会施設和室

ぴよぴよサロン&プレママサロンでは、毎月一度、保健師、助産師、栄養士さんによる個別の「育児相談(☎)」を行っています。(通常の自由遊びもあり)

よち：よちよちルーム (午前10時～正午)

◇対象 1歳児 (H24.4.2～H25.4.1生)

日	月	火	水	木	金	土
		1 エン ほっ	2 ほっ	3 ほっ	4 ほっ	5
6	7 よち ほっ	8 ほっ	9 (育) ぴよ ほっ	10 ほっ	11 ほっ	12
13	14 よち ほっ	15 エン ほっ	16 (PM) ぴよ ほっ	17 ほっ	18 ほっ	19
20	21	22 ほっ	23	24 ほっ	25 ほっ	26
27	28 よち ほっ	29 エン ほっ	30 ぴよ ほっ	31 ほっ		

◇場所 木原地区多目的集会施設和室

エン：エンジョイ子育て (午前10時～正午)

◇対象 0歳～就園前 ◇場所 木原地区多目的集会施設和室、または村内の公園・公共施設

ほっ：子育てほっとルーム (午前9時～午後4時)

◇対象 0歳～就園前 ◇場所 子育て支援センター

※各子育て広場の詳細と、開催場所(都合により変更する場合があります)については、役場・中央公民館・保健センターに設置している「子育てカレンダー(毎月発行)」でご確認ください。

※どの子育て広場も「子育て支援センターのスタッフ」が担当しています。

発達相談 (子育てや発達に関する相談)

◇対象 0歳児～学童 ◇場所 予約時にお知らせします。

◇予約方法 子育て支援センターに電話で予約してください。 ※発達相談員が担当しています。

要予約

☎問合せ 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内) ☎885-6511 *午前9時から午後4時30分まで

お知らせ

AED講習会の ご案内

村では、いざというときに慌てず安全・確実にAEDを操作ができるよう次のとおり講習会を開催します。

- ◇対象者 村内在住・在勤・在学の方で中学生以上の方
- ◇講習会名 普通救命講習1
- ◇会場 江戸崎消防署美浦出張所
- ◇開催日時 6月～12月の第3土曜日 午前9時～正午
(6月21日、7月19日、8月16日、9月20日、10月18日、11月15日、12月20日)
- ◇講習内容 AEDの使用法、心肺蘇生法、異物除去法、

- 美浦村役場 ☎885-0340
- 中央公民館 ☎885-4451
- 中央公民館図書室 ☎885-8442
- 文化財センター ☎886-0291
- 光と風の丘公園クラブハウス ☎885-6711
- 保健センター ☎885-1889
- 美浦水処理センター ☎885-0720
(上下水道課) ☎885-8899
- 大谷時計台児童館 ☎885-0597
- 木原城山児童館 ☎885-1064
- 大谷保育所 ☎885-1549
- 木原保育所 ☎885-4488
- 社会福祉協議会 ☎885-0038
- 老人福祉センター ☎885-7080
- デイサービスセンター ☎885-8885
- シルバー人材センター ☎886-0007
- 美浦村ホームページアドレス
<http://www.vill.miho.lg.jp/>
Eメール info@vill.miho.lg.jp

止血法(各開催日とも講習内容は同じです)

- ◇申込期限・方法 受講を希望する開催日の1週間前までに、住所・氏名・生年月日・希望日・連絡先(電話番号等)を役場総務課までお知らせください。
- ◇定員 先着10名(各回とも)
- *希望者が3名未満の場合は原則として他の開催日に振替えさせていただきます。
- ◇問合せ・申込先 役場総務課AED講習会担当

平成26年度美浦ゼミ 講師募集

村では、平成26年度に行う「美浦ゼミ」の講師を募集しま

す。「美浦ゼミ」とは、村民が自ら企画提案し、また自らが講師となり実施する学習会です。

- ◆あなたが身につけた知識や技術等を發揮してみませんか。ご応募いただいたプランについては内容等を協議検討のうえ、開設講座を選定させていただきます。
- ◆資格 原則、村内在住または村内在勤の20歳以上の方
- ◆謝金 1回3000円
- *謝金の辞退も可能です。
- ◆講座の制限 同一年度内で1講師1企画までとします。
- ◆講座開設の条件 次の条件に該当しないテーマであること。
- ・特定の政党や宗教の宣伝を目的とするもの

緊急通報システムの 対象年齢が引き下げ

- ・特定の企業や団体の宣伝または営利を目的とするもの
- ・前2項以外で美浦村教育委員会が不適当と認めるもの
- ◆講座の期間 平成26年11月～平成27年3月末日まで
- ◆講座の回数 年間5回程度
- ◆会場 村中央公民館・木原多目的集会所施設・安中多目的研修集会所施設(各部屋)
- ◆募集締切 6月22日(日)
- *応募用紙は、中央公民館に用意してあります。
- ◇申込・問合せ 生涯学習課(中央公民館内)

村では、生活の安全確保と不安軽減を図るため、ひとり暮らし高齢者等を対象として、希望者の住居に急病等の緊急時に通報できる緊急通報装置を設置しているところですが、制度の見直しにより次のとおり対象者が変更されました。申請方法その他、システムの詳細等については役場福祉介護課までお問合せください。

- ◆対象者
 - ・おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者

狩猟免許試験の お知らせ

- ・おおむね65歳以上の病弱な高齢者2人で構成する世帯の者
- ◇問合せ 役場福祉介護課

◎試験内容

◆受験資格 茨城県内に住所を有する20歳以上の者で、新たに狩猟免許を受けようとする者

◆試験の種類 網猟・わな猟

◆試験の日 6月29日(日)、7月29日(火)、8月24日(日)、12月6日(土)

*12月6日(土)はわな猟のみ

◆試験開始 午前9時30分

◆会場 茨城県狩猟者研修センター 笠間市石寺680

☎0296-7217730

◎受験申請手続き

◆申請書配布場所・提出場所

各県民センター環境・保安課、県民センター総室県央

環境保全室

◆申請書提出期間 各試験日の30日前から10日前まで

◆その他詳細の問合せ 県南

県民センター環境・保安課

☎029-822-8364

個人住民税の特別徴収 (給与天引)について

特別徴収とは、事業主が毎月の給与を従業員に支払う際に税金を天引きし、市町村に納める制度です。

地方税法上、所得税を源泉徴収している事業主は、アルバイト等を含むすべての従業員から個人住民税を特別徴収する必要があります。

茨城県および県内全市町村では、納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、平成27年度から特別徴収実施を徹底する取組を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

◇問合せ 役場税務課

知的障害者巡回相談 療育手帳の再判定

県福祉相談センターの巡回相談が行われます。相談は予約制ですので、希望される方は6月25日までに役場福祉介護課までお申し込みください。

なお、療育手帳は交付を受けた後も再判定が必要です。再判定の時期は療育手帳に記

載されていますので、ご確認をお願いします。

◇日時 7月3日(木)午前10時～午後3時

◇場所 保健センター

◇相談内容 療育手帳の再判定(原則)

◇問合せ 役場福祉介護課

優良運転者表彰の 申請受付のご案内

稲敷地区交通安全協会では、優良運転者表彰の申請を受け付けます。

◇受付期間 6月2日(月)～30日(月)午前8時30分～午後5時15分

◇申請資格

- ・普通運転免許証以上を所持し、稲敷地区交通安全協会に5年以上入会している方
- ・過去5年以上無事故無違反の運転者
- ・常時運転している方(職業、自家用は問いません)

◇申請方法 稲敷警察署内の協会事務局へ必ずご本人が申請にお越しください。

◇持ち物 運転免許証・印鑑

◇問合せ 稲敷地区交通安全協会事務局 ☎892125

01

交通遺児に奨学金 をお貸しします

交通遺児育英会では、保護者等が道路における交通事故で死亡したり重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に対し、奨学金を貸与しています。

この奨学金の募集には、進学前に奨学金の貸与を予約する予約募集と、進学後に申し込む在学募集があります。

奨学金の返還は、最終学校卒業後6カ月据え置いてから無利子で20年以内の割賦返済となっております。詳細については(公財)交通遺児育英会ホームページ (<http://www.kotshu.com>) でご確認ください。

◇問合せ (公財)交通遺児育英会フリーダイヤル・01201521286

不妊専門相談 「おしゃべり会」開催

不妊治療を受ける(受けていた)なかで「仕事と治療の両立について他の人はどうしているのだろう」とご家族・友

人には治療のことを伝えていいのか「わかってもらえなくて辛かったこと」等、同じ悩みを感じている人と話をしたい、話を聞いてみたい人たちのグループミーティングを実施します。ご参加される方の個人情報厳守いたします。ひとりでも悩まず、お気軽にご参加ください。

◇開催日・内容

- ・7月27日(日)「不妊治療をするか迷っている女性」不妊に関する悩みをお持ちの方で、これから不妊治療をしようかどうか迷われている方
- ・9月28日(日)「不妊治療を始めて間もない女性」治療を始めて間もない方で、不妊に関する悩みをお持ちの方
- ・11月30日(日)「不妊に悩む女性」現在不妊治療中で、治療のステップアップを考え、悩みをお持ちの方

平成27年1月25日(日)「治療をやめたが悩んでいる女性」治療をやめてはみたが気持ちにまだ迷いがある等、治療終了に関連した悩みをお持ちの方

◇開催時間 午後2時20分～4時20分

◇共通事項

- ・受付 午後2時20分～35分
- ・プレマタニティビクス
- ・妊娠しやすいからだ作りのエクササイズです。

◇会場 茨城県三の丸庁舎1階相談室101

◇定員 10名程度

◇スタッフ 茨城県不妊専門相談センターの助産師・不妊カウンセラー

◇参加費 無料

◇参加方法 開催日の3日前(木曜日)までにお電話にてお申込みください。

◇申込・問合せ 茨城県産婦人科医会 ☎02912411130

*月々金曜日/午前9時～午後3時まで

村の交通事故発生状況 (4月1日～30日)

	年累計
発生件数	1 (13)
負傷者数	1 (14)
死者数	0 (1)

4月30日現在死者ゼロ継続59日

大好きいばらき 就職面接会(前期)

大学院・大学・短大・専修学校等（高校は除く）の平成27年3月卒業予定者および未就職既卒者を対象に「大好きいばらき就職面接会（前期）」を開催します。県内約150社の企業説明や面接を受けることができますので、ぜひご参加ください。事前申込不要、参加費は無料です。履歴書を複数枚お持ちください。

《水戸会場》

◇日時 6月18日（水）

◇会場 ホテルレイクビュー水戸

《土浦会場》

◇日時 6月25日（水）

◇会場 ホテルマロウド筑波

◎面接会のスケジュール

◇プレセミナー 午前11時～11時50分

◇面接会 午後1時～4時

◇問合せ 県労働政策課 ☎029-301-3645

*大好きいばらき就職面接会ホームページ <http://www.w.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoutkou/rosei/h26daisuki/index.html>

経済センサス基礎調査 ・商業統計調査

7月1日に、平成26年経済センサス基礎調査および商業統計調査を一体的に実施します。調査の対象は、全国すべての事業所および企業となりますので、調査へのご理解と回答へのご協力をよろしく願います。

◇問合せ 役場企画財政課

一般特定疾患医療受給者証の更新手続き変更

現在、特定疾患治療研究事業に代わる新たな制度を平成27年1月から施行できるように準備が進めてられており、これに伴い9月30日に有効期限が切れる受給者証をお持ちの方の更新手続きが次のとおり一部変更になります。

◎現在お持ちの受給者証の有効期限について

9月30日が有効期限の受給者証は12月31日まで期限延長し、そのままお使いいただく予定です。新たな受給者証は送りしませんので、有効期限到来後も誤って破棄しない

よう願いました。◎平成27年1月以降の受給者証の申請について

平成27年1月以降も医療費助成をご希望の方は、9月頃より申請手続きをしていただく予定です。

これまでの更新手続きと同様の「臨床調査個人票(更新)」が必要となりますので、4月以降に医療機関を受診していただき、9月頃までに臨床個人調査票をご用意ください。その他の書類等の詳細については9月頃までにご案内いたします。

◇問合せ 土浦保健所保健指導課 ☎821-5516

食品取扱者の保菌検査(検便)

◇受付日時 7月17日(木)午後1時30分～3時

◇場所 美浦村商工会

◇対象者 食品の製造・調理・販売または取扱いに従事する者(パート・アルバイトを含む)

◇持参するもの 検体、腸内病原細菌検査申込書、食品衛生責任者管理記録簿、検

査料金(一検体800円)

※右記日程に間に合わなかった場合は、土浦保健所食品衛生協会でも受け付けています。

*事前に必ず協会までお問合せください。

◇問合せ 土浦保健所衛生課 ☎029-821-5364、土浦食品衛生協会 ☎029-1822-4127

農機の盗難にご注意ください!

茨城県内において、農機の盗難が多発しています。大切な機械の盗難を防ぐため、次

のことにご注意ください。

▼田畑に機械を放置しない

▼鍵は必ず抜く

▼保管した倉庫には必ず鍵をかけておく

▼市販のハンドロックやワイヤロックを使用する

*倉庫の中にあっても安心してしつかり施錠をしましょう。

▼保証書を保管し、形式や車体番号を控える

▼万が一に備え、JAの自動車共済(車両)またはNOSA Iの農機共済に加入しておく(詳細はお近くのJAまでお問合せください)

◇問合せ 役場経済課

村内小・中学校、美浦村役場の放射線量率

◇使用機器

学校:クリアパルス A2700

役場:日立アロカメディカル TCS-172B

◇測定放射線

γ線

(単位: μSv/h)

木原小学校 測定日 5月19日	校庭(地上高50cm)	0.087
	校舎内	0.064
安中小学校 測定日 5月19日	校庭(地上高50cm)	0.099
	校舎内	0.075
大谷小学校 測定日 5月19日	校庭(地上高50cm)	0.093
	校舎内	0.065
美浦中学校 測定日 5月19日	校庭(地上高1m)	0.118
	校舎内	0.083
美浦村役場 測定日 5月19日	駐車場(地上高1m)	0.10
	庁舎内	0.08

平日住民課窓口 来られない方へ

村では、住民課窓口業務の時間延長サービスおよび電話予約による証明書等の休日交付を実施しています。業務内容が通常とは異なりますので、ご利用の際は電話等で事前にご確認ください。

◎住民課窓口延長サービス

毎月第2・第4水曜日に実施しています。(祝日・年末年始を除く)

◇6月の実施日時 6月11日

・25日午後5時15分～7時

◇取扱業務 各種証明書(住民票・戸籍の証明書・印鑑

登録証明書)の発行、印鑑

弁護士による法律相談

日時 7月23日(水)
午後1:30～4:00

*7月1日(火)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 7月7日(月)・22日(火)
午後1:00～3:00

*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先
老人福祉センター ☎885-7080
主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

日時 毎週水・木曜日
(電話受付 火～金)
午前9:00～12:00
午後1:00～3:30

*相談日以外は留守番電話又はFAXで

電話相談 ☎・FAX 885-7788
来所相談 光と風の丘公園クラブハウス
事前連絡のうえお出かけください

行政相談

日時 6月26日(木)
午前10:00～12:00

場所 役場1階住民相談室

国の仕事のことなどで困ったときは
ご相談ください(予約不要)

障がい者相談

日時 6月16日(月)
午後1:00～3:00

場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等
何でもご相談に応じます(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

6月の納税

*納期限は6月30日(月)です。

村 県 民 税 (1期)
国民健康保険税 (2期)

石岡市・小美玉市 就職説明会の開催

大学・短大・専門学校等を平成27年3月に卒業見込みの方および既卒で未就職(おおむね3年以内)の方を対象とした就職説明会を開催します。

石岡市・小美玉市を中心に県内の事業所が集まり、採用面接や企業説明を実施します。で、ぜひご参加ください。

詳細については石岡市ホームページ (<http://www.city.ishioke.lg.jp/page/page001837.htm>) でご確認ください。

- ◇開催日 7月17日(木)
- ◇受付 午後0時30分開始
- ◇説明会 午後1時～4時

◇その他の要件 参加費無料、事前申込み不要、履歴書不要、上履きは各自で用意

◇問合せ 石岡市商工観光課
☎0299-3611125

土浦産業技術専門学院 オープンキャンパス

◇開催日 6月25日(水)

◇時間 午後1時30分

◇受付 午後1時開始

◇場所 茨城県立土浦産業技術専門学院(土浦市中村西根番外50)

◇対象 高校生または当学院を受験希望される方

◇訓練科 機械技術科、自動車整備科、コンピュータ制御科、IT技術科

◇定員 各科15名

◇申込方法 電話またはFAXによりお申込みください。

◇申込締切 6月20日(金)

◇申込・問合せ 茨城県立土浦産業技術専門学院 ☎029184113551、FAX029184114665

善 意

〔社会福祉協議会へ〕

○匿名希望3件 古切手・使用済プリペイドカード・介護用品(紙おむつ)

〔やまゆり基金へ〕

○匿名希望1件 10万円

ありがとうございました。

重度心身障害者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ 新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障害者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則、毎年6月末日付けで更新となります。新しい受給者証を6月下旬に郵送しますので、現在ご使用の受給者証は有効期限が過ぎましたら、各自で責任をもって処分してください。ただし、下記に該当する方については更新手続きが必要になります。更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場国保年金課までお越しください。

窓口で更新手続きが必要な方

- ①平成26年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方
市区町村が発行する証明書で平成25年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（平成26年度の所得等証明書、課税証明書等）をご準備ください。
- ②本人もしくは扶養義務者の平成25年中の所得の申告がお済みでない方
※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。

◎問合せ 役場国保年金課 ☎ 885-0340 内線116

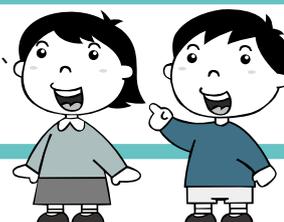
児童手当の「現況届」を提出してください

「現況届」とは、児童手当を受給している方（保護者）の6月1日現在の状況を記載し、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。そのため、受給者は6月中に現況届を提出しなければなりません。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

届け出の方法

受給者には「児童手当現況届」の用紙を6月中旬に郵送しますので、**6月30日（月）**までに必ず手続きを済ませてください。



届け出に必要なもの

- ①全ての方が必要なもの 認印、児童手当現況届出書
- ②申請者（保護者）が国民健康保険以外の健康保険に加入されている場合に必要なもの
申請者（保護者）の健康保険証の写し
- ③平成26年1月2日以降に、美浦村に転入された方のみ必要なもの
市区町村が発行する証明書で平成25年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（平成26年度の所得等証明書、課税証明書等、自治体によって証明書の名称が若干異なりますのでご注意ください）
*平成26年1月1日現在、住民登録のあった市区町村の窓口にて申請してください。
※上記の他、事情に応じて別途書類が必要になる場合があります。

◎問合せ 役場福祉介護課 ☎ 885-0340 内線111